

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等明示

事業所名：株式会社 誠和リンク
有料職業紹介事業許可番号(23—ユ—302787)

取り扱うべき職種の範囲その他の業務の範囲

- ・ 当事業所の取扱職種は 全職種です。
- ・ 当事業所の取扱地域は 国内、ベトナム社会主義共和国
国外において出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介です。

手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	5,000 円 (税別) 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 30,000 円 (税別) 活動一日あたり 5,000 円 (税別) 成功報酬 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。
-----------------------------	---

苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:株式会社誠和リンク 職業紹介責任者: BUI VAN TU。連絡先: 090-3262-6289

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介責任者及びその他紹介業務担当営業とする。
個人情報取扱責任者は BUIVAN TU とする。
 - 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
 - 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更にこれに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
 - 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
- なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者 BUIVAN TU とする。

返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

1. 入社後 30 日未満の場合：80%相当額
2. 入社後 60 日未満の場合：50%相当額
3. 入社後 90 日未満の場合：20%相当額
4. 入社後 90 日以上の場合：返金なし